

パブリックコメント実施前	パブリックコメント実施後
<p>総則</p> <p>第4節 防災関係機関の業務大綱</p> <p>8 健康福祉局</p> <p>(略)</p> <p>(3) 長寿社会部 福祉避難所に関すること。</p> <p>(4) 長寿支援課 ア 要援護高齢者等の避難に関すること。 イ 要援護高齢者等に対する福祉サービスに関すること。 ウ 所管福祉施設入所者の避難計画に関すること。</p> <p>(5) 障害施策推進課 障害者等に対する福祉サービスに関すること。</p> <p>(6) 障害支援課</p> <p>(7) 障害福祉サービス課</p> <p>(8) 介護保険課</p> <p>(9) 健康医療推進課</p> <p>(10) 斎場</p> <p>(11) 精神保健・こころの健康センター</p> <p>(12) 保健所</p> <p>災害予防対策</p> <p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第4節 水害予防対策の推進</p> <p>第4 水害減災対策の推進</p> <p>1 洪水予報及び水防警報等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難確保計画等の作成 上記の地下街等の所有者または管理者は… (略) 作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告する。</p>	<p>総則</p> <p>第4節 防災関係機関の業務大綱</p> <p>8 健康福祉局</p> <p>(略)</p> <p>(3) 長寿社会部 福祉避難所に関すること。</p> <p>(4) 長寿支援課 ア 避難行動要支援者（対象は高齢者）の避難に関すること。 イ 避難行動要支援者（対象は高齢者）に対する福祉サービスに関すること。</p> <p>(5) 介護保険課</p> <p>(6) 介護事業者課 所管福祉施設入所者の避難計画に関すること。</p> <p>(7) 障害福祉部 福祉避難所に関すること</p> <p>(8) 障害施策推進課</p> <p>(9) 障害支援課</p> <p>(10) 障害福祉サービス課</p> <p>(11) 健康医療推進課</p> <p>(12) 斎場</p> <p>(13) 精神保健課・こころの健康センター</p> <p>(14) 保健所</p> <p>災害予防対策</p> <p>第1章 被害の発生抑止・軽減</p> <p>第4節 水害予防対策の推進</p> <p>第4 水害減災対策の推進</p> <p>1 洪水予報及び水防警報等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難確保計画等の作成 上記の地下街等の所有者または管理者は… (略) 作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。</p>

パブリックコメント実施前	パブリックコメント実施後
<p>災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第5節 土砂災害予防対策の推進 第1 土砂災害警戒区域等における防災対策 8 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知 市は、… (略) 避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p>	<p>災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第5節 土砂災害予防対策の推進 第1 土砂災害警戒区域等における防災対策 8 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知 市は、… (略) 避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル3で「避難に時間のかかる高齢者や障害者は危険な場所から避難」、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」、警戒レベル5で「命の危険 直ちに安全確保」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p>
<p>災害予防対策 第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚 市及び防災関係機関は… (略) また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p>	<p>災害予防対策 第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚 市及び防災関係機関は… (略) また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者や障害者などの要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p>
<p>災害予防対策 第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚 第2 学校園・認定こども園等における防災教育 1 学校園・認定こども園等における防災教育の実施 (2) 教育の方法 ア 防災週間等を利用した訓練の実施 イ 各種防災教育用資料、DVDの活用 ウ 特別活動等を利用した教育の推進 エ 防災教育啓発施設の利用 オ 防災関係機関との連携 カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用 キ 自主防災組織、ボランティア等との連携</p>	<p>災害予防対策 第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚 第2 学校園・認定こども園等における防災教育 1 学校園・認定こども園等における防災教育の実施 (2) 教育の方法 ア 防災週間等を利用した訓練の実施 イ 各種防災教育用資料、DVDの活用 ウ 特別活動等を利用した教育の推進 エ 堺市総合防災センターの利用 オ 防災関係機関との連携 カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用 キ 自主防災組織、ボランティア等との連携</p>

パブリックコメント実施前	パブリックコメント実施後
<p>災害予防対策 第2章 災害の拡大の防止 第3節 都市の防災機能の強化 第2 災害に強い市街地の形成【建築都市局】 1 市街地の整備</p> <p>都市再生緊急整備地域「堺鳳駅南地域」においては、防災性に配慮した生活、交流拠点の形成を図るべく、JR鳳駅及び主要幹線道路からのアクセス性の向上、交通の円滑化、一次避難地の機能を有する近隣公園と連携する避難路としての機能強化を図るため、鳳上線の整備を推進する。</p> <p>特に、地震時等に著しく危険な密集市街地（住生活基本計画（全国計画））である新湊地区においては、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）により、不足する公共施設の整備や建物の不燃化・耐震化促進などの諸施策を総合的に実施することにより、住環境の改善と防災性の向上を図る。</p> <p>災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第12 行政機能の喪失又は著しい低下等への対応 4 被災者支援システムの導入</p> <p>市は、災害発生後の被災者が生活再建を円滑に行うため、被災者支援システムの導入に努める。</p> <p>災害予防対策 第4章 被災者支援の充実 第1節 緊急物資の確保 第2 食料・生活必需品の確保 1 府、市の備蓄等 (2) その他の物資の確保 長期に渡る避難生活に必要な物資の確保体制をあらかじめ整備する。 飲料水は、応急給水や大阪府の備蓄、流通備蓄等が行き届くまでの緊急措置として高齢者等の要支援者に配布できるよう、全ての指定避難所や各区役所、上下水道局の災害対策倉庫に備蓄する。 (略) キ 車いす、視覚障がい者用つえ等の福祉用具等</p>	<p>災害予防対策 第2章 災害の拡大の防止 第3節 都市の防災機能の強化 第2 災害に強い市街地の形成【建築都市局】 1 市街地の整備 (削除)</p> <p>特に、地震時等に著しく危険な密集市街地（住生活基本計画（全国計画））を含む新湊地区においては、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）により、不足する公共施設の整備や建物の不燃化・耐震化促進などの諸施策を総合的に実施することにより、住環境の改善と防災性の向上を図る。</p> <p>災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第12 行政機能の喪失又は著しい低下等への対応 4 被災者支援システムの導入</p> <p>市は、災害発生後の被災者が生活再建を円滑に行うため、被災者支援システム等の活用を行う。</p> <p>災害予防対策 第4章 被災者支援の充実 第1節 緊急物資の確保 第2 食料・生活必需品の確保 1 府、市の備蓄等 (2) その他の物資の確保 長期に渡る避難生活に必要な物資の確保体制をあらかじめ整備する。 飲料水は、応急給水や大阪府の備蓄、流通備蓄等が行き届くまでの緊急措置として高齢者等の要支援者に配布できるよう、全ての指定避難所や各区役所、上下水道局の災害対策倉庫に備蓄する。 (略) キ 車いす、視覚障害者用のつえ等の福祉用具等</p>

パブリックコメント実施前	パブリックコメント実施後
<p>災害予防対策 第4章 被災者支援の充実 第8節 応急住宅対策 第3 応急仮設住宅等の事前準備 2 応急仮設住宅の調達体制等の確立 市は、応急仮設住宅の建設・借上げ及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。また、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。</p> <p>災害応急対策 地震・津波編 第1章 初動期の活動 第10節 避難誘導 災害から住民の安全を確保するため、 (略) 自ら定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。</p> <p>災害応急対策 地震・津波編 第1章 初動期の活動 第10節 避難誘導 第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (略) (2) 「高齢者等避難」の発令・伝達 市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。</p>	<p>災害予防対策 第4章 被災者支援の充実 第8節 応急住宅対策 第3 応急仮設住宅等の事前準備 2 応急仮設住宅の調達体制等の確立 市は、応急仮設住宅の建設・借上げ及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。また、要配慮者の住宅の仕様については合理的配慮を行う。</p> <p>災害応急対策 地震・津波編 第1章 初動期の活動 第10節 避難誘導 災害から住民の安全を確保するため、 (略) 「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。</p> <p>災害応急対策 地震・津波編 第1章 初動期の活動 第10節 避難誘導 第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (略) (2) 「高齢者等避難」の発令・伝達 市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。(「高齢者等」については、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。)また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。</p>

パブリックコメント実施前	パブリックコメント実施後
<p>災害応急対策 地震・津波編 第1章 初動期の活動 第13節 ライフラインの緊急対応 第3 電力施設 3 応急復旧対策 (3) 復旧順位 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、避難場所、医療機関、報道機関等を原則として優先するなど災害状況、各施設の被害状況及び各設備の復旧の難易を勘案し、復旧効果の高いものから順次実施する。</p> <p>災害応急対策 風水害編 第1章 災害警戒期の活動 第4節 避難誘導 災害から住民の安全を確保するため、 (略) 自ら定める「災害時要援護者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。</p> <p>災害応急対策 風水害編 第1章 初動期の活動 第4節 避難誘導 第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (略) (2) 「高齢者等避難」の発令・伝達 市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。</p>	<p>災害応急対策 地震・津波編 第1章 初動期の活動 第13節 ライフラインの緊急対応 第3 電力施設 3 応急復旧対策 (3) 復旧順位 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、避難場所、医療機関、報道機関等を原則として優先するなど災害状況、各施設の被害状況及び各設備の復旧の難易を勘案し、必要度の高いものから順次実施する。</p> <p>災害応急対策 風水害編 第1章 災害警戒期の活動 第4節 避難誘導 災害から住民の安全を確保するため、 (略) 「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。</p> <p>災害応急対策 風水害編 第1章 初動期の活動 第4節 避難誘導 第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (略) (2) 「高齢者等避難」の発令・伝達 市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。(「高齢者等」については、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。)また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。</p>

パブリックコメント実施前	パブリックコメント実施後
<p>災害応急対策 風水害編 第2章 災害発生後の活動 第14節 指定避難所の開設・運営 第2 指定避難所の管理、運営 2 指定避難所の管理、運営の留意点 (略) (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示</p> <p>災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第2節 被災者の生活再建等の支援 (略) 3 公共住宅の供給促進 市は、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。 (1) 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用 既存の空き家もしくは件瀬哲忠の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるように配慮する (2) 災害公営住宅の供給 災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。 (3) 特定優良賃貸住宅の空き家活用 自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の空き家へのあつ旋を行う。</p>	<p>災害応急対策 風水害編 第2章 災害発生後の活動 第14節 指定避難所の開設・運営 第2 指定避難所の管理、運営 2 指定避難所の管理、運営の留意点 (略) (2) 避難所運営に関する基本的ルールの掲示及び伝達</p> <p>災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第2節 被災者の生活再建等の支援 (略) 3 公共住宅の供給促進 市は、民間、大阪府住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。 (1) 市営住宅（公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅等）大阪府住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用 既存の空き家もしくは件瀬哲忠の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるように配慮する (2) 災害公営住宅の供給 災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。 (削除)</p>